

令和8年度木造建築セミナー業務委託仕様書

1 事業の目的

非住宅建築物の木造化を進めていくためには、木造に関する知識を持った建築士が施主に対して木造を提案することが重要であるが、木造に関する知識を持った建築士の数が、現状では不足している。

また、大学・専門学校などの教育機関では木材・木造設計に関する専門的なカリキュラムが不十分である。

このため、木造に関心はあるが知識が無く木造に取り組めていない建築士を対象に、木造設計に関する実践的な知識・技術を習得できるセミナーを開催し、木造設計に精通した建築士の育成を図る。

また、建築系の学生を対象に、木造設計に関する基礎的な知識・技術を習得できるセミナーを開催し、将来木造設計を担う人材の育成を図る。

2 業務委託の内容

(1) 打ち合わせ

受託者は、講座開始前までに、講座の開催計画について発注者と打合せを行い、別記様式により打合せ結果を報告すること。

また、受託者は、各講座開始前に必要に応じて発注者と打ち合わせを行うこと。

なお、打合せについてはオンラインで実施することができる。

(2) 建築士対象セミナー

ア 講座内容の検討

下記の内容を網羅した講座を原則5回開催することとし、講師の選定については、過去の講師実績を踏まえ、各分野に精通している者を選定すること。

なお、講座内容及び講師の選定については、県と協議のうえ、決定すること。

- (ア) 森林・林業に関する基礎知識及び県産材を利用する意義の知識習得
- (イ) 県産材の流通や木材の特性の知識習得
- (ウ) 木造の基礎となる構造設計の知識習得
- (エ) 木造の防耐火、木材の耐久性・維持管理の知識習得
- (オ) その他木造設計に必要な知識・技術の習得
- (カ) 原木集積場、製材工場、県産材を活かした木造建築物の視察

イ 講座の運営

(ア) 実施スケジュール

講座は9月末までを目途に開始し、3月末までに終了すること。

(イ) 受講者の募集

本講座を広く周知し、受講者を募集する。なお、受講者は以下の区分で募集すること。

a 新規受講者

- ・県内で活動する一級及び二級建築士を対象とする。
- ・募集人数は25名程度とし、講座運営に支障を及ぼさない範囲とする。

b 過去の修了者

- ・過去に県林業課が主催した「ひろしま木造建築塾」、「広島県木造建築セミナー」

を修了した者で、再度学び直しを希望する者。

・募集人数は5名程度とし、講座運営に支障を及ぼさない範囲とする。

c 木材供給事業者等

・県内で活動する木材供給事業者等で、建築士と人的ネットワークの構築を希望する者。

・募集人数は10名程度とし、講座運営に支障を及ぼさない範囲とする。

d 行政職員

・県及び市町で営繕関係業務に従事する職員で、木造建築の設計に係る知識の習得を希望する者。

・募集人数は5名程度とし、講座運営に支障を及ぼさない範囲とする。

(ウ) 講座に係るテキスト

受託者が講座に係るテキスト（資料）を準備する。

(エ) 修了証書

講座を修了した新規受講者に対して、修了証書を発行する。

(オ) 場所及び日時

a 講座の実施場所は県内とし、受講者が参加しやすい会場とすること。

b 講座の開催日時は、受講者が参加しやすい曜日・時間帯とすること。

c 原則として対面開催とするが、県から指示があった場合は、オンライン等を活用した開催とすること。

(カ) その他

a 受託者は、各講座の講座内容をまとめた講座記録（別紙様式）を作成し、各講座終了後速やかに提出すること。

b 講師と受講者及び受講者間での結び付きや連携を深める講座体制に配慮すること。

c 受講者の情報（住所、氏名、年齢、所属、受講動機、建築士免許の種別、出欠状況等）を把握し、適切に管理すること。

ウ 受講料の徴収

(ア) 新規受講者の受講料は一人あたり10,000円とする。

(イ) 過去の修了者の受講料は一人あたり5,000円とする。

(ウ) 木材供給事業者等、行政職員の受講料は無料とする。

(エ) 受託者は、受講希望者に対し、受講料について次の事項を十分に周知しなければならない。

a 受講料の額

b 受講料の納入方法

c 受講料の返還について

(オ) 受託者は、受講を決定した者に受講料の納入方法を通知し、講座開始の前日までにその支払いを確認しなければならない。

(カ) 受託者は、受講料を納入した者に領収書を発行するとともに、講座開始の前日までに県に報告しなければならない。

(キ) 受講料の返還

既納の受講料は、返還しない。ただし、受託者又は受講者がその責めに帰することができない理由により研修を実施又は受講することができない場合には、当該受講料の全部又は一部を返還する。

(3) 学生対象セミナー

ア 講座コンテンツの検討

(ア) 講座コンテンツ検討

木造設計に関する基礎的な知識・技術を習得するための講座コンテンツを検討するとともに、カリキュラムを作成し講師の選定等を行う。

(イ) 講座の検討項目

下記の講座を網羅した講座を原則4回開催することとする。回数の変更がある場合は、県と協議のうえ、変更すること。

講師の選定については、県内教育機関と連携したものとし、県と協議のうえ、決定すること。

- a 森林・林業に関する基礎知識及び県産材を利用する意義の知識習得
- b 木造設計に関する基礎知識の習得
- c 木造設計及びプレゼンに関する実習
- e その他木造設計に必要な基礎知識

イ 講座の運営

(ア) 実施スケジュール

講座は9月末までを目途に開始し、3月末までに終了すること。

(イ) 受講者の募集

- a 本講座の受講者は、県内の教育機関で建築に関する学科等に在籍する学生を対象とする。
- b 本講座を広く周知し、受講者を募集する。
- c 定員は、講座運営に支障を及ぼさない範囲とする。

(ウ) 講座に係るテキスト

受託者が講座に係るテキスト（資料）を準備する。

(エ) 場所及び日時

- a 講座の実施場所は、受講者が参加しやすい会場とすること。
- b 講座の開催日時は、受講者が参加しやすい曜日・時間帯とすること。
- c 原則として対面開催とするが、県から指示があった場合は、オンライン等を活用した開催とすること。

(オ) その他

- a 受託者は、各講座の講座内容をまとめた講座記録（別紙様式）を作成し、各講座終了後速やかに提出すること。
- b 講師と受講者及び受講生間での結び付きや連携を深める講座体制に配慮すること。

(4) 講座の検証

ア 講座受講者アンケート

(2) 及び(3)の受講者に対し、講座効果の測定と運営改善等のため、受講者に対するアンケートによる調査を実施すること。(毎回の講座修了時)

イ 講座検証

本事業の実施効果を分析し、翌年度以降に必要な講座コンテンツ等を検討すること。なお、翌年度以降の講座開催を約束するものではない。

ウ その他

上記ア及びイにより分析・検証した結果を報告書にまとめて広島県に提出すること。

3 委託料の内容

(1) 事業費は、「講座経費」、「事業実施に必要なその他の経費」とする。

(2) 講座経費

ア 講師謝金

イ 講師旅費

ウ 会場費

エ 研修広告費（募集チラシ作成費等）

(3) 事業実施に必要なその他の経費

ア 受託者人件費※（賃金、社会保険料）

※本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が確認できること

イ 講座調整活動旅費

ウ 建築士会CPD制度のプログラム審査費等

エ 消耗品（税込単価が5万円未満のもの）購入費

オ テキスト等の図書購入費

カ 配布資料等印刷費

キ 機械・機器のレンタル料、リース料

ク 通信、運搬、その他事業を実施するために必要と認められる経費

(4) 対象とならない経費

ア 購入代金が5万円以上の機械・機器等の購入費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 飲食費

オ 受託者の他の業務と区分できない経費

カ 委託契約以前に支出した経費

キ その他、事業との関連が認められない経費

(5) その他の留意事項

本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

本業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。

4 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

(2) 秘密の保持

受託者は、本委託業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、広島県の了解

なく公表又は使用してはならない。

また、受託者は、本委託業務で知り得た県及び受講者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

5 再委託等の制限

受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事業実施に必要であると認められる業務について、あらかじめ県と協議し、書面による承諾を得たときはこの限りでない。

6 その他

(1) 受託者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。

(2) 受託者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

別紙様式

木造建築セミナー 講座記録

実施日	年 月 日	講師氏名 (所属)	()
時 間	時 分～ 時 分	受講者数※	
場 所		記録者氏名	

※日別・講師毎に記録を作成すること。

※受講者名簿を別途添付すること。

講座テーマ		
講座写真		
主な講座 内容と進行		
次年度に向 けた改善案 (講師意見 等)		

(別記様式)

令和8年度 広島県森林経営管理推進事業

木造建築セミナー 第〇回打合せ 【次第】

日時：

場所：

■ 資料

■ 打合せ

■出席者

所属	役職	氏名	備考	出欠

次回打合せ

日程 令和 年 月 日 () : ~ : at